

(仮称) 東部地区中学校整備事業基本構想・基本計画

令和4年3月

鉾子市教育委員会

目次

第 1 はじめに	1
1 背景	1
2 目的	1
第 2 基本的な考え方と方針	2
1 学習環境の充実	2
2 生活空間としての環境づくり	2
3 安全・安心な学校施設の推進	2
4 環境への配慮	2
5 施設のバリアフリー化の推進	2
6 防災機能の強化	2
7 地域活動の拠点	2
8 景観・近隣への配慮	2
9 ライフサイクルコストの縮減	2
第 3 計画と条件	3
1 敷地概要	3
2 周辺状況	4
3 法的条件	6
4 津波浸水予測図	7
第 4 既存施設等の概要	8
1 既存施設の配置図	8
2 既存建築物一覧表	9
第 5 全体施設整備計画	12
1 整備概要	12
2 計画学級数	12
3 施設規模	13
4 配置計画	14
5 平面計画	15
6 構造計画	19
7 電気設備計画	19
8 給排水設備	20
9 空気調和設備	20
10 防犯計画	20
11 外構計画	20
12 屋外運動施設	21
13 配置計画案	22
14 屋内運動場大規模改造	23

15 建替え手順.....	26
16 工事期間中の配慮事項	26
第6 事業計画スケジュール	27
第7 概算事業費	28

第1 はじめに

1 背景

全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数の減少とそれに伴う学校の小規模化が進んでおり、大きな課題となっている。

本市では、子供たちの健全な育成を図り、望ましい規模の集団を形成するとともに、よりよい教育環境を整備し、魅力と活力のある学校づくりを推進するため、平成27年2月に「新中学校再編方針」を示し、中学校の再編を進めてきたところである。

「新中学校再編方針」では、公共交通機関の結節点で各地区からの通学が便利である点などを考慮し、現在の銚子中学校の位置に第一中学校、第二中学校、第三中学校及び銚子中学校を統合し東部地区中学校とする方針であった。しかし、千葉県が公表した津波浸水予測図によると銚子中学校の位置の一部が津波浸水区域にかかっていることから、統合校の位置について、再検討することとなった。

その後、検討を重ねた結果、浸水が想定されていない南側グラウンド部分に校舎を整備することや擁壁の整備等の浸水対策を実施し、東部地区中学校の位置は、銚子中学校の位置とする方針が令和3年2月の教育委員会委員協議会で示された。

令和3年3月には、総合教育会議において、令和9年度の開校を目標に、第一中学校、第二中学校、第三中学校及び銚子中学校を統合し、現在の銚子中学校の位置に屋内運動場を除き、校舎を改築し、統合校として整備することが確認された。

2 目的

（仮称）東部地区中学校の整備にあたっては、銚子中学校の既存校舎は、古いもので昭和28年に建設され、68年が経過し、老朽化が進んでいる。また、銚子中学校は、旧若宮小学校と旧第四中学校の校舎を利用しており、元々別の学校施設であったため、利用しづらい状況となっている。特に旧若宮小学校の校舎においては、小学校施設であったものを中学校として使用しているため、生徒の利用には、不便が生じている状況である。このため、校舎については、改築することとし、屋内運動場については、平成3年に建設され、30年経過しているが、大規模改造工事による老朽化対策を実施し、既存施設を活用する方針である。

これらの背景を踏まえて、統合校としての施設整備に関わる基本的な考え方、方針等を整理し、よりよい教育環境を整備するため、今後の基本設計及び実施設計の指針となることを目的とし、「（仮称）東部地区中学校整備基本構想・基本計画」を策定した。

第2 基本的な考え方と方針

1 学習環境の充実

教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態やICTを日常的に活用できる高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の学校教育の進展や情報技術の進展等に長期にわたり柔軟に対応できる施設とする。

2 生活空間としての環境づくり

生徒の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気等に配慮した良好な環境を確保し、内装の木質化をするなど、安らぎのある快適な施設とする。また、生徒の心と体の健康を支えるため、保健衛生にも配慮した施設とする。

3 安全・安心な学校施設の推進

生徒の安全確保を図るため、学校内にある全ての施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある施設とする。また、外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止できる施設とする。

4 環境への配慮

環境負荷の低減に配慮し、学校施設における温室効果ガスの排出を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図る施設とする。

5 施設のバリアフリー化の推進

障害の有無や状態、年齢などにかかわらず、すべての人にとって使いやすいバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする。

6 防災機能の強化

震災や風水害などの大規模な災害が発生した際の地域防災拠点としての役割を担うことができるよう、非構造部材も含め、十分な安全性及び耐震性能を持たせた施設とする。また、周辺地域の津波避難ビルとしての利用も想定した施設とする。

7 地域活動の拠点

生徒や地域住民が有効に活用できるよう防犯対策を実施し、安全性を確保した上で、地域住民の積極的な学校開放利用の促進を図ることができる施設とする。

8 景観・近隣への配慮

本事業に伴い環境が変わる、日照、騒音、電波障害、交通障害及び砂塵等の影響について、周辺の住居環境に十分配慮した施設とする。

9 ライフサイクルコストの縮減

建設の初期投資を抑えるだけでなく、日々の光熱費や将来的に発生する改修・維持・管理にかかるメンテナンス費用も考慮したライフサイクルコストの縮減を図る施設とする。

第3 計画と条件

1 敷地概要

(仮称) 東部地区中学校の敷地は、現在、銚子中学校として利用している。銚子駅からは、約420mの距離にあり、東側には国道126号線、北側には国道356号線が接道している。南側道路の対向には銚子市消防本部・消防署が建っている。また、近隣には市役所及び保健福祉センターといった公共施設があり、銚子市の中心市街地に位置しているが、西側は住宅が多い地域となっている。海拔は低い箇所でも約1.7mであり、東側に清水川が流れている。千葉県津波浸水予測図によると敷地の一部で0.5m未満の浸水が予測されている。

- (1) 所在地 銚子市唐子町31番地の2(現銚子中学校)
- (2) 敷地面積 22,820.13㎡
- (3) 周辺道路 東側：国道126号線(※法42条第1項第1号、幅員約21m)
西側：市道40135号線(※法42条第1項第1号、幅員約8m)
南側：市道1008号線(※法42条第1項第1号、幅員約17m)
北側：国道356号線(※法42条第1項第1号、幅員約20m)
※建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (4) インフラ状況 給 水：敷地内引込み75φ、50φ、40φ
汚水雑排水：公共下水道処理区域
ガ ス：プロパンガス

位置図



2 周辺状況



凡例：矢印+番号は写真撮影方向と撮影箇所を示す。

①西側市道40135号線



②北側国道356号線



③東側国道126号線交差点



④北側国道356号線交差点



⑤東側国道126号線交差点



⑥南側市道1008号線交差点



⑦南側市道1008号線



⑧西側市道40135号線



3 法的条件

(1) 地域・地区要件等

用途地域	第一種住居地域	近隣商業地域
防火指定	指定なし	指定なし
その他の区域等	※法22条指定区域	※法22条指定区域
容積率	200%（指定）	200%（指定）
建蔽率	60%（指定）	80%（指定）
道路斜線	距離 20m、勾配 1.25	距離 20m、勾配 1.5
隣地斜線	20m+勾配 1.25	31m+勾配 2.5
日影規制	5時間、3時間、4m	-

※建築基準法（昭和25年法律第201号）

・銚子市都市計画図



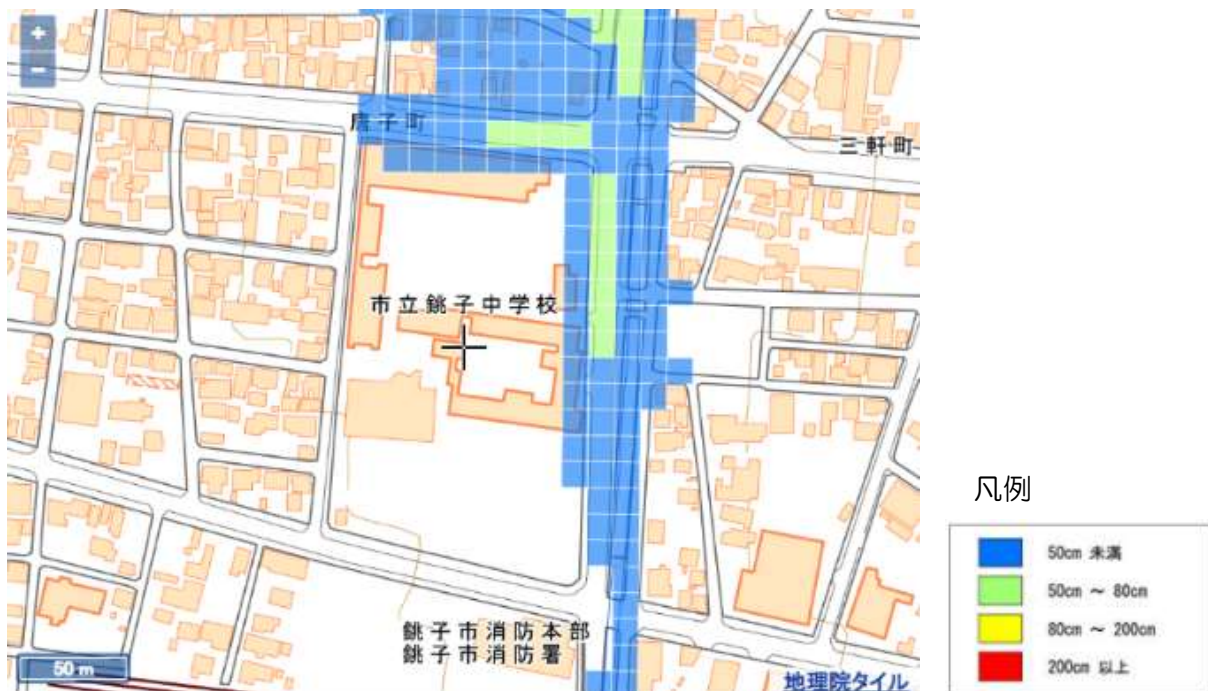
種別	名称	面積等	摘要
第1種低層住居専用地域	70 ha		
第1種中高層住居専用地域	170 ha		
第1種住居地域	597 ha		
第2種住居地域	78 ha		平成8年4月1日決定 銚子市告示
近隣商業地域	82 ha		
商業地域	42 ha		
準工業地域	298 ha		
工業地域	119 ha		平成14年7月29日決定 銚子市告示
準防火地域界	185 ha		昭和25年6月1日決定 建設省告示
風致地区	421.4 ha		昭和40年1月29日決定 千葉県告示
都市計画道路	225.8 km		昭和46年1月9日決定 銚子市告示
都市計画公園	12公園 13.85 ha		昭和39年9月14日決定 建設省告示
都市計画処理施設	3施設 4.14 ha		昭和63年1月26日決定 銚子市告示
宅地造成等規制区域界	280 ha		昭和43年11月21日指定 建設省告示
国定公園第2種特別地域	220 ha		昭和57年3月23日指定 環境庁告示
国定公園第3種特別地域	145 ha		昭和57年3月23日指定 環境庁告示
国定公園普通地域(陸域)	44 ha		昭和57年3月23日指定 環境庁告示
県立自然公園普通地域	332 ha		昭和39年6月9日指定 千葉県告示
銚子市地域のいく見える丘陵部条例に基づき景観形成地区	町丁界等による指定		平成5年6月1日決定 銚子市告示

(2) 本事業の計画及び実施に係る法令、条例等

- ・建築基準法及び建築基準法施行令
- ・都市計画法及び都市計画法施行令
- ・消防法及び消防法施行令
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令
- ・千葉県建築基準法施行条例
- ・千葉県福祉のまちづくり条例
- ・銚子市火災予防条例
- ・その他、本事業に関係する法令等

4 津波浸水予測図

- ・千葉県津波浸水予測図による。(大津波警報 10m)



千葉県の公表した津波浸水予測図によると、敷地の一部で50cm未満の浸水が予測される地域となっている。

敷地内と周辺道路との高低差は今後、測量を実施する予定であるが現在、東側道路と敷地地盤面との高低差は、約90cmとなっており、道路との境界には高さ約170cmの擁壁が設置されている。

令和元年10月の台風の後、利根川の増水により、清水川が溢水し、周辺が冠水する被害が発生したが、銚子中学校が浸水する被害は発生していない。

利根川及び清水川からの浸水対策は、国や千葉県に関係部署と連携し、要望をしているところであるが、実現には至っていない。

こうしたことから、(仮称)東部地区中学校の整備にあたっては、津波浸水や洪水被害に対して、最善の対策が求められる。

第4 既存施設等の概要

1 既存施設の配置図



凡例：矢印+番号は写真撮影方向と撮影箇所を示す。

2 既存建築物一覧表

番号	建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	築年数	備考
①	管理・普通教室棟	RC	3	3,383.05	31	本事業で解体
②	普通教室棟	RC	2	432.00	50	本事業で解体
③	渡り廊下	S	1	54.82	4	本事業で解体
④	渡り廊下	S	1	15.05	4	本事業で解体
⑤	特別教室棟	RC	2	570.00	68	本事業で解体
⑥	特別・普通教室棟	RC	2	973.00	66	本事業で解体
⑦	トイレ棟	RC	1	65.00	36	本事業で解体
⑧	給食受場	S	1	144.00	29	本事業で解体
⑨	渡り廊下	S	1	12.98	29	本事業で解体
⑩	渡り廊下	W	1	40.66	9	本事業で解体
⑪	部室	S	1	70.00	29	本事業で解体
⑫	屋内運動場	RC	2	1,987.92	30	本事業で大規模改造
⑬	体育倉庫	W	1	33.00	33	本事業で解体

※構造 RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 W:木造

※築年数は令和3年現在

①管理・普通教室棟



②普通教室棟



③渡り廊下



④渡り廊下



⑤特別教室棟



⑥特別・普通教室棟



⑦トイレ棟



⑧給食受場



⑨ 渡り廊下



⑩ 渡り廊下



⑪ 部室



⑫ 屋内運動場



⑬ 体育倉庫



第5 全体施設整備計画

1 整備概要

（仮称）東部地区中学校の施設整備は、現銚子中学校の敷地を利用し、新校舎の建設、屋内運動場の大規模改造工事、既存施設等の解体、グラウンド整備、外構及び津波浸水対策の整備を行う。

プール施設については、近隣小学校を利用するため、本事業での整備は行わない。

新校舎の計画にあたっては、限られた敷地面積を有効に活用していくことや敷地西側に住宅が多くあるため、周辺住民に対して、日照、騒音、電波及び交通障害等に配慮した計画が必要である。また、銚子中学校の授業等の学校活動をしながらの整備となるため、生徒等の安全を十分に確保した計画が求められる。

屋内運動場については、既存施設（銚子中学校）を活用するため、新校舎との動線及び接続に配慮した計画が必要となる。

施設整備の計画は、本基本構想・基本計画によるほか、必要に応じて、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部の策定した「中学校施設整備指針」（平成31年3月）を参考とする。

2 計画学級数

学級数は、開校時期を令和9年度とした場合、（仮称）東部地区中学校の生徒数は、1年生191人、2年生174人、3年生202人の合計567人と推計されることから、次のとおり学級数を設定する。

- 普通学級：1年生 6学級
 2年生 5学級
 3年生 6学級
 合計 17学級
- 特別支援：4学級

3 施設規模

(1) 校 舎：延べ床面積6,755.00㎡以内

(2) 屋内運動場：延べ床面積1,987.92㎡（既存施設改修）

(3) 必要諸室等

種類	室名	室数	備考
普通教室	普通教室	17	
特別教室等	特別支援教室	4	
	理科室・準備室	2	
	音楽室・準備室	1	
	美術室・準備室	1	
	技術室・準備室	1	
	家庭科室・準備室	1	
	視聴覚室	1	
	コンピューター室	1	
	図書室	1	
	教育相談室	1	
	進路資料・指導室	1	
	多目的教室	3	
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	保健室	1	
	放送室	1	
	会議室	1	
	印刷室	1	
	職員更衣室	2	
	教材室・書庫・倉庫	適宜	
	給食室	1	
	給湯室	1	
	機械室	1	
	廃棄物集積スペース	1	屋外可
	備蓄倉庫	1	
共用部分	昇降口・玄関・通用口	適宜	
	廊下・階段・エレベーター	適宜	
	トイレ・手洗い場	適宜	
	生徒更衣室	適宜	

4 配置計画

- (1) 校舎は、敷地南側グラウンドに配置し、既存の屋内運動場と接続する計画とする。
- (2) 日照、採光及び通風を確保できるように配置する。
- (3) 近隣への日照、通風、騒音、及び電波障害等に配慮した計画とする。

・敷地現況写真



凡例：矢印+番号は写真撮影方向と撮影箇所を示す。

①南側グラウンド現況



②南側グラウンド現況



5 平面計画

(1) 普通教室

ア 共通事項

- ・多様な教育活動や学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応できる計画とする。
- ・日照、採光、換気及び通風等の良好な環境条件の確保に留意する。
- ・各室等に無線LANを整備し、ICTの活用が可能な計画とする。
- ・内装材の木質化を図り、安らぎのある快適な計画とする。

イ 普通教室

- ・普通教室は、17教室とする。
- ・学年単位の活動等を考慮し、同一学年の教室は同一階に配置する。
- ・生徒の荷物を収納するスペースを設ける。

ウ 特別支援教室

- ・特別支援教室は、4教室とする。
- ・支援の種別に応じた多様な形態に利用することができるよう配慮する。

(2) 特別教室

ア 共通事項

- ・多様な教育活動や学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応できる計画とする。
- ・日照、採光、換気及び通風等の良好な環境条件の確保に留意する。
- ・各室等に無線LANを整備し、ICTの活用が可能な計画とする。

イ 理科室

- ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保する。
- ・準備室を設ける。

ウ 音楽室

- ・音響及び防音に配慮した計画とする。
- ・他の教室や近隣への音の影響に十分配慮する。
- ・準備室を設け、授業用、部活動用を含め、十分な楽器収納スペースを確保する。

エ 美術室

- ・臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とする。
- ・作品制作等に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上とする。
- ・準備室を設ける。

オ 技術室

- ・学習環境に必要な設備を設ける
- ・臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とする。
- ・作品制作等に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上とする。
- ・準備室を設ける。

カ 家庭科室

- ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保する。
- ・家庭科室は、被服室を1教室、調理室を1教室とする。

- ・各室に準備室を設ける。
- ・各室ともにそれぞれの教材等を収納するスペースを確保する。

キ 視聴覚室

- ・学習活動に柔軟に対応できる計画とする。
- ・多目的教室との連携又は兼用を検討する。

ク 多目的教室

- ・学習活動に柔軟に対応できる計画とする。
- ・視聴覚室との連携又は兼用を検討する。
- ・学級数の増加に対応できるよう普通教室への転用が可能な形態とする。

ケ 図書室

- ・蔵書を収める開架書庫を設置し、十分な読書・学習スペースを確保する。
- ・自然に本に触れ読書の機会が多くなる空間を計画する。
- ・コンピューター室と連携したマルチメディアセンターの機能を検討する。

コ コンピューター室

- ・図書室と連携したマルチメディアセンターの機能を検討する。
- ・将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できる計画とする。

サ 教育相談室

- ・相談者のプライバシーに配慮した配置とする。
- ・カウンセリングしやすい落ち着いた空間となるよう配慮する。

シ 進路資料・指導室

- ・生徒の利用しやすい位置に計画する。
- ・進路に関する情報を検索できるよう、掲示板及び書架等を計画する。
- ・進路相談を行うことのできる空間を確保する。

(3) 管理諸室

ア 校長室

- ・応接スペースを設け、職員室と隣接させる。
- ・グラウンド、校門等への見通しを考慮した配置とする。

イ 職員室

- ・グラウンド、校門等への見通しを考慮した配置とする。
- ・防犯対策や緊急時の対応がしやすい配置や動線となるよう計画する。
- ・打合せスペース、収納スペース等を設け、更衣室、給湯室、印刷室を近接する。
- ・校務処理を支援するLAN等の情報環境を整備する。
- ・情報技術や機器の変化・発展に対応できるよう配線等の増設・変更に配慮する。

ウ 保健室

- ・緊急時の対応がスムーズにできるよう配置及び動線に配慮する。
- ・必要な設備を機能的に配置する。
- ・教育相談室と連携しやすい配置とする。
- ・プライバシーに配慮し、静けさを確保できるよう配慮する。

エ 放送室

- ・騒音・遮音対策を講じる。
- ・機器の更新や増設・変更に対応できるよう配慮する。

オ 会議室

- ・校長室及び職員室との動線に配慮する。
- ・情報機器を効果的に活用できる環境整備を計画する。

カ 印刷室

- ・職員室との動線に配慮する。
- ・機器設置スペース、作業スペース及び用紙等の保管スペースを確保する。

キ 職員更衣室

- ・男女別の更衣室を設置する。
- ・職員室との動線に配慮する。
- ・プライバシーに配慮する。

ク 教材室・書庫・倉庫

- ・他の管理諸室の動線に配慮する。
- ・目的別、収納品ごとに、数箇所配置する。

ケ 給食室

- ・生徒数、学級数に応じたコンテナを置き、十分な作業ができるスペースを確保する。
- ・給食等の配送車からコンテナを安全かつ衛生的に搬出入できるよう配慮する。
- ・給食搬入用ヤードを整備する。

コ 給湯室

- ・職員室に近接し、必要な設備を計画する。

サ 機械室

- ・維持管理のしやすい位置に計画する。
- ・設備機器等の更新が必要となった場合に更新作業が容易に行える計画とする。
- ・設備機器等のメンテナンスが容易に行えるスペースを確保する。
- ・将来の設備機器の増設が必要となった場合に柔軟に対応できる計画とする。
- ・設備機器等の騒音等に配慮した計画とする。

シ 廃棄物集積スペース

- ・生徒や教職員のごみ出し動線及び収集車の動線に配慮する。

ス 備蓄倉庫

- ・物資の搬入に配慮した配置とする。
- ・屋内運動場に近接した配置とする。

(4) 供用部分

ア 昇降口・玄関・通用口

- ・昇降口は、全校生徒の登下校がスムーズにでき、安全性にも配慮する。
- ・外部からの侵入抑止や防犯面に配慮する。

- ・来客・職員用玄関を設ける。
- ・出入口は上下足履き替えとして、バリアフリーに配慮する。

イ 廊下・階段

- ・生徒等の安全が確保できるよう適切な幅員の確保や衝突防止も配慮する。
- ・各所の移動、利用動線に配慮した計画とする。
- ・バリアフリーに配慮し、手摺の高さや形状にも配慮する。

ウ エレベーター

- ・バリアフリーに配慮した配置、仕様とする。
- ・屋内運動場への動線に配慮する。
- ・給食の配膳や教材等の運搬に配慮する。

エ トイレ・手洗い場

- ・トイレは乾式とし、掃除用シンクを設置する。
- ・明るく清潔感のある空間とし、汚れにくく、清掃しやすい内装とする。
- ・生徒、職員及びその他の利用者を考慮し、利用しやすい位置に配置する。
- ・室内照明や手洗い水栓にセンサー式のものを設置する。
- ・職員用・来客用は管理諸室との動線に配慮する。
- ・車いすで利用できるトイレは、各階の利用しやすい位置に配置する。
- ・手洗い場は、各諸室から利用しやすい位置に計画する。

オ 生徒更衣室

- ・プライバシーに配慮する。
- ・屋内運動場及び屋外運動施設との動線に配慮する。
- ・授業及び部活動での利用に配慮した計画とする。

カ 屋上スペース

- ・周辺地域の津波避難ビルとして利用できるよう避難スペースを検討する。
- ・屋上にヘリサインの表示を検討する。

6 構造計画

(1) 耐震性能

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- ・構造体：Ⅱ類
- ・建築非構造部材：A類
- ・建築設備：乙類

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(2) 構造・階数

構造は、安全性、機能性、快適性、経済性に配慮するものとし、以下を基本とし検討する。なお、階数については、津波浸水対策及び近隣への日照、電波障害等の影響を考慮し、慎重に検討する。

- ・構造：鉄筋コンクリート造
- ・階数：設計段階で検討する。

7 電気設備計画

(1) 共通事項

- ・安全性、信頼性、耐候・耐塩性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な計画とする。
- ・環境負荷低減、省エネルギー化に配慮した計画とする。
- ・ランニングコストの低減に配慮した機器等を採用する。

(2) 照明設備

- ・器具の種類、配列及び設置位置は、各室の面積、形状等に応じ、適切に計画する。
- ・各室の利用形態等により、適切な照度を確保する。
- ・まぶしさのない良質な光を得られる計画とする。
- ・必要な維持管理等が容易にできる計画とする。
- ・配線系統は、適宜各部の点滅等を行える適切な計画とする。

- ・環境負荷低減の観点から、センサー等を利用した方式を検討する。
- ・外気に直接露出する機器等は、十分な耐候・耐塩性を備えたものとする。
- ・照明器具は、必要に応じ、破損防止の措置を講じる。

(3) コンセント設備

- ・種類、規格及び数等は、各室の使用電力量等を考慮し設計する。
- ・将来の各室の使用方法等の変更にも対応できる設計とする。

(4) 受変電設備

- ・容量は、使用する機器及び設備等を適切に把握し、設計する。
- ・受変電設備は、津波や洪水等の災害に対して、安全な場所に設置する。
- ・塩害が想定されるため、屋内設置が望ましい。
- ・必要な維持管理等が容易にできる場所とし、機器の更新等に配慮した配置とする。

(5) 情報通信設備

- ・現状の教育LAN、校務LAN及び庁内LANに対応可能な計画とする。
- ・機器等の更新及び将来想定される情報環境に柔軟に対応可能な計画とする。

8 給排水設備

- ・安全性、信頼性、耐候・耐塩性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な計画とする。
- ・環境負荷低減、省エネルギー化に配慮した計画とする。
- ・ランニングコストの低減に配慮した機器等を採用する。

9 空気調和設備

- ・安全性、信頼性、耐候・耐塩性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な計画とする。
- ・環境負荷低減、省エネルギー化に配慮した計画とする。
- ・ランニングコストの低減に配慮した機器等を採用する。
- ・普通教室、特別教室、居室となる管理諸室に設置する。

10 防犯計画

- ・外部からの出入口には防犯カメラや必要に応じてオートロック機能を設け、校内セキュリティを強化する。

11 外構計画

- ・駐車場は、来校者用及び教職員用50台程度を計画する。また、歩行者及び生徒等の安全に配慮した進入路を計画し、歩車分離に配慮する。
- ・給食等の搬出入車に対する生徒等の安全を確保できるよう、生徒等の出入口とは別に搬出入ができる配置とする。
- ・給食車、ごみ収集車及び維持管理等で出入りする車両は、歩行者及び生徒等の安全に配慮した進入路を計画し、歩車分離に配慮する。
- ・近隣に配慮した外構計画とする。

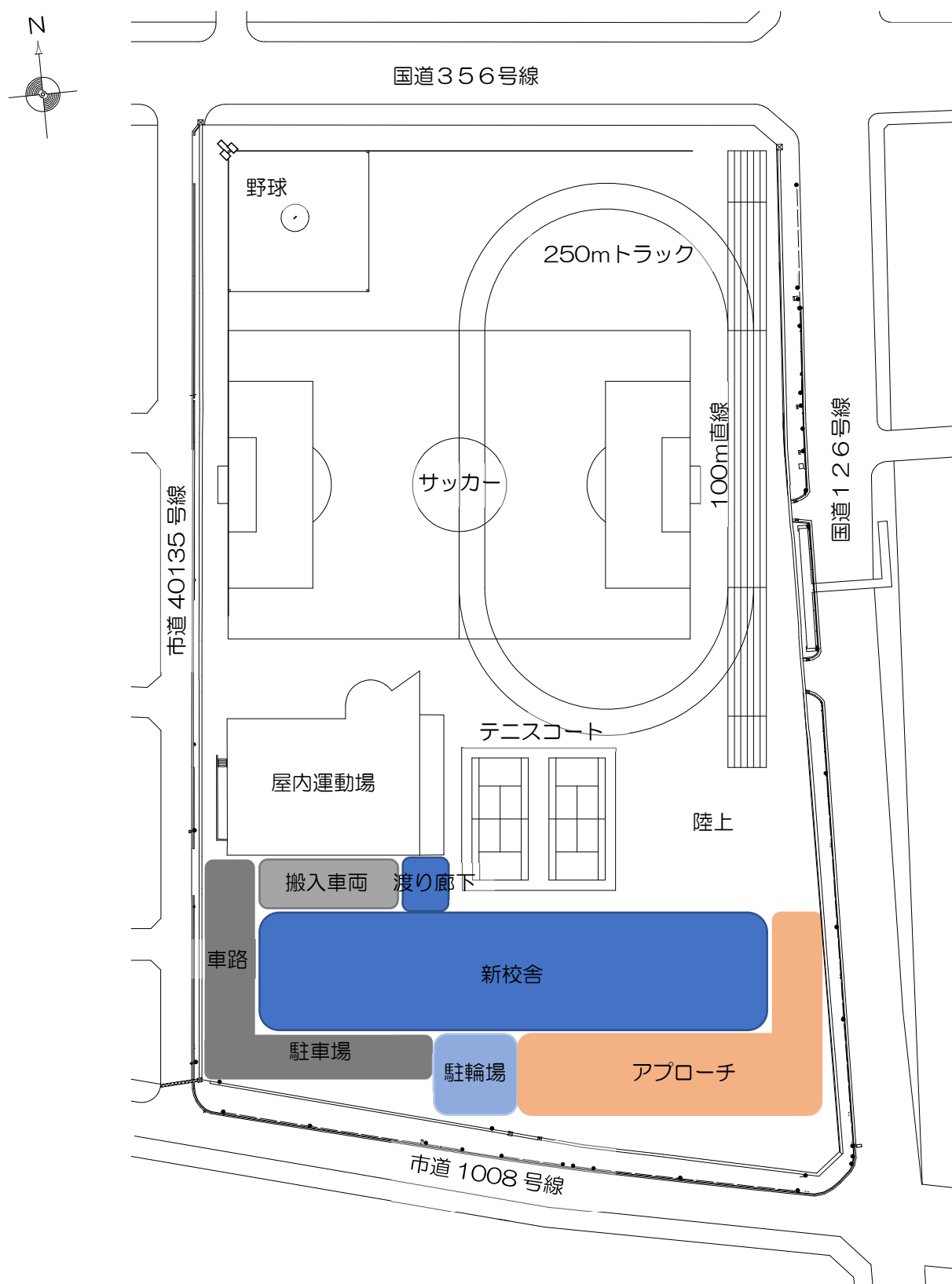
- ・駐輪場は、屋根を設置する。
- ・廃棄物保管場所は、生徒や職員のごみ出し動線及び収集車の動線に配慮する。
- ・雨天時の動線に配慮する。
- ・擁壁、浸水対策に配慮した計画とする。
- ・正門の位置は、敷地南側に計画し、外部からの侵入抑止や防犯面に配慮する。

12 屋外運動施設

- ・グラウンドは水はけや砂塵に配慮した計画とする。
- ・水飲み場を適宜設置する。
- ・散水設備を設置する。
- ・屋外体育倉庫を設置する。
- ・屋外運動施設は、次の表による。

種別	数量	備考
野球	1 面	防球ネット
サッカー	1 面	防球ネット、60m×90m程度
250mトラック	4 レーン	
100m直線コース	6 レーン	
テニスコート	2 面	防球ネット

13 配置計画案



14 屋内運動場大規模改造

(1) 屋内運動場概要

- ア 主要構造 鉄筋コンクリート造（屋根：鉄骨造）
- イ 階 数 地上2階
- ウ 建築面積 1,217.32 m²
- エ 延べ面積 1,987.92 m²
- オ 最高高さ 19.82m
- カ 主要諸室 1 階：玄関ホール、武道場、用具庫、更衣室、トイレ
2 階：アリーナ、用具庫

(2) 改修工事内容

屋内運動場については、既存施設（銚子中学校）の大規模改造工事を行い活用することとし、屋内運動場と新校舎は、1 階及び 2 階が相互に移動可能な計画とする。なお、主な改修工事の内容は、次のとおりとする。

ア 建築改修工事

- ・防水改修 屋上防水改修、シーリング打ち替え等の防水改修全般
- ・外壁改修 外壁及び軒裏等の塗装改修全般
- ・建具改修 外部建具及び内部建具改修全般
- ・内装改修 天井、床及び壁等の内装改修全般
- ・塗装改修 外部及び内部塗装改修全般
- ・トイレ改修 既存トイレの洋式化及び乾式化
- ・バスケットゴール機器の更新
- ・バリアフリー化改修
- ・新校舎との接続に伴う改修全般

イ 電気設備改修工事

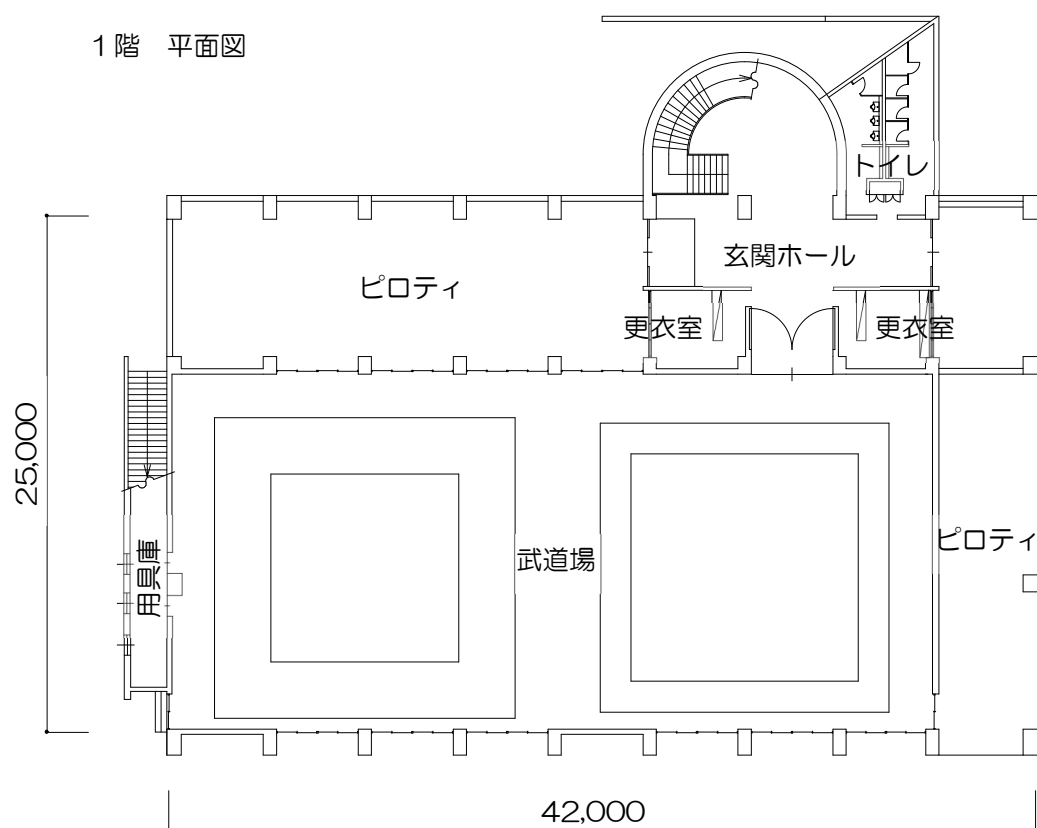
- ・電灯設備改修 照明器具及びコンセント改修全般
- ・消防設備改修 誘導灯及び自動火災報知設備等の改修全般
- ・放送設備改修 放送用スピーカー、インターホン設備等の改修全般
- ・防犯設備改修 防犯カメラ等の改修全般
- ・新校舎との接続に伴う改修全般

ウ 機械設備改修工事

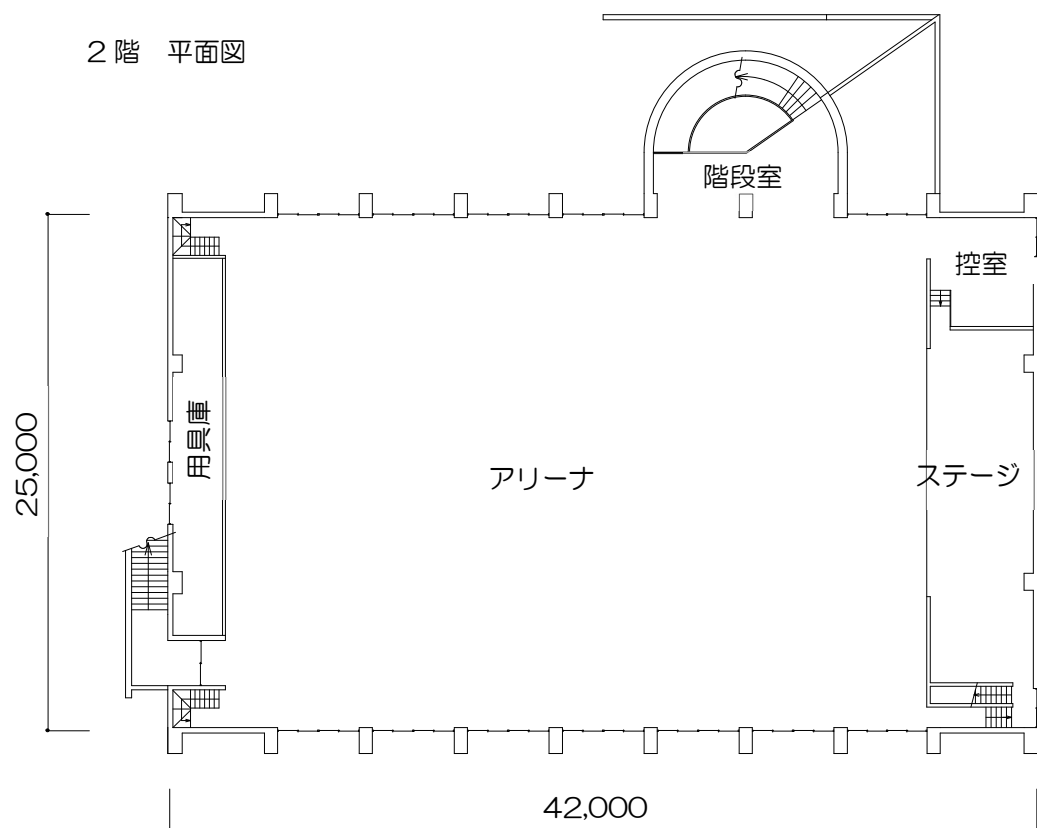
- ・給排水設備改修 給排水設備改修及び衛生設備機器改修
- ・トイレ改修 既存トイレの洋式化及び乾式化

(3) 屋内運動場図面

1階 平面図



2階 平面図



(4) 屋内運動場写真

①南東側外観



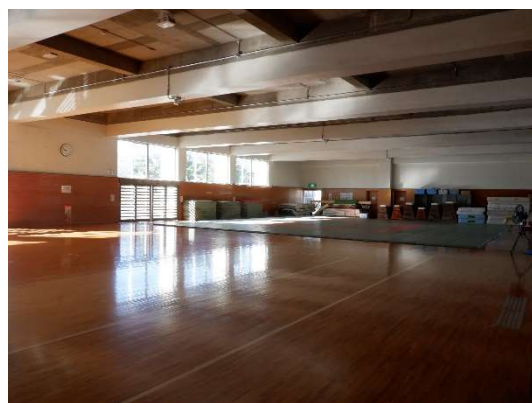
②北側外観



③北西側外観



④1階武道場内部



⑤2階アリーナ内部

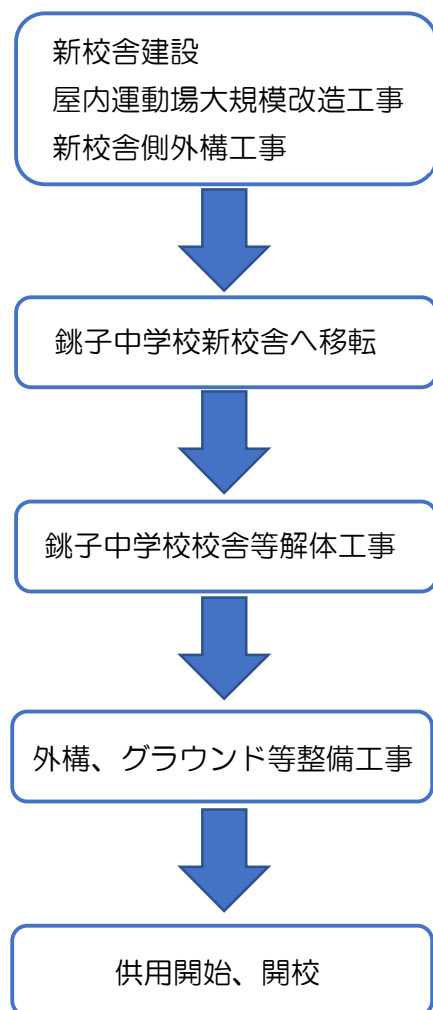


⑥2階アリーナ内部



15 建替え手順

本事業の整備は、次の手順で実施する予定である。

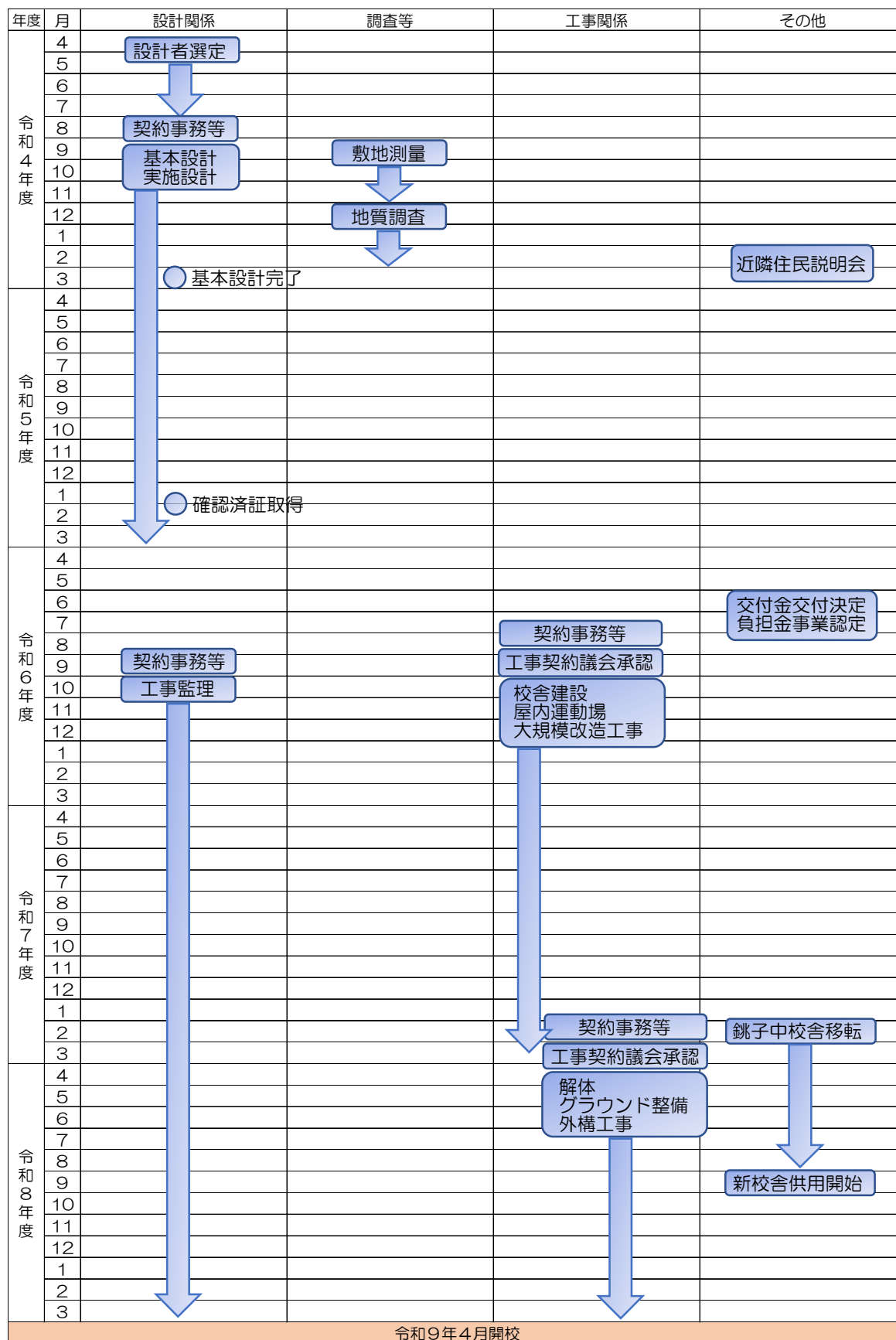


16 工事期間中の配慮事項

工事期間中は、特に以下の点について十分な配慮がなされた計画とする。

- 工事期間中の学校活動への影響が最小限となるよう配慮する。
- 学校部分と工事部分を仮囲いにより区画するなど、安全対策に十分配慮する。
- 工事車両等の出入りについて、安全面に十分配慮する。
- 低騒音機械の使用や防音シートの使用などにより、騒音対策を十分に行う。
- 工事期間中、周辺住民等に対して騒音、振動、砂塵等が最小限となるよう配慮する。
- 供用開始後も含めた周辺住民等への影響（騒音・電波・交通障害等）に十分配慮する。
- 令和9年4月開校のため供用開始までのスケジュール面に十分配慮する。

第6 事業計画スケジュール



第7 概算事業費

本事業の概算事業費は、次のとおりである。

項目	概算額
地質調査、測量等の業務委託料	7,500,000 円
基本設計、実施設計	113,000,000 円
校舎建設費	1,387,477,000 円
屋内運動場大規模改造工事費	145,415,000 円
解体工事費	216,200,000 円
外構、浸水対策工事及びグラウンド等整備工事費	343,732,000 円
工事監理	132,000,000 円
合 計	2,345,324,000 円

(仮称) 東部地区中学校整備事業
基本構想・基本計画

令和4年3月
銚子市教育委員会

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1
銚子市教育委員会学校教育課教育総務室
電話 0479(24)8725